

事 務 連 絡
平成 27 年 9 月 18 日

各都道府県障害福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請等に関する更なる周知について（依頼）

長期入所者等の居所情報の登録手続に関する周知等については、平成 27 年 9 月 1 日付け事務連絡「長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等について（情報提供）」にて周知の依頼を行ったところです。

今般、平成 27 年 9 月 11 日に開催された「マイナンバー広報促進関係省庁会議」（世耕内閣官房副長官主催）において、居所情報の登録手続の広報について、9 月 25 日の申請期限を控え、再度徹底していく必要があることが確認されました。

また、これを踏まえ、総務省自治行政局長より各都道府県知事に対し、「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者が居所において通知カードの送付を受けるための居所情報の登録に関する更なる周知等について（平成 27 年 9 月 14 日総行住第 121 号）」（別添 1）が発出されたところであり、今後、各都道府県及び市町村を中心に、居所情報の登録に関する更なる周知等を行うこととされています。

については、既にご対応いただいているところとは存じますが、上記の趣旨も踏まえつつ、引き続き本件に係る周知等へのご協力を賜りたく、管内の市町村、関係団体、障害者施設等への周知方お願いいたします。